



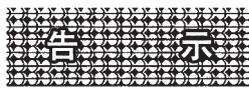
長野県報

7月31日(水)
令和元年
(2019年)
号外

目次

告示

車両制限令に基づく道路の指定及び道路の通行方法の定め(道路管理課).....	1
車両制限令に基づく道路の指定及び車両の通行方法の定め(道路管理課).....	1



長野県告示第134号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車(以下「国際海上コンテナ車」という。)の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定するとともに、同令第10条第2項の規定により、当該道路の通行方法を次のとおり定めます。

令和元年7月31日

長野県知事 阿部守一

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道117号	中野市大字永江2079番1地先から 飯山市大字飯山1131番16地先まで
国道144号	上田市住吉81番5地先から 上田市中央5丁目17番17地先まで
国道153号	飯田市鼎東鼎127番2地先から 飯田市上郷別府1717番1地先まで
国道153号	上伊那郡中川村片桐(松川町境)から 上伊那郡飯島町本郷853番1地先まで
国道153号	上伊那郡飯島町本郷247番1地先から 駒ヶ根市赤穂14686番9地先まで
国道153号	駒ヶ根市赤穂14686番9地先から 上伊那郡辰野町伊那富3987番1地先まで
国道153号	上伊那郡辰野町伊那富1855番1地先から 塩尻市大門泉町1200番の6地先まで
国道158号	松本市大字島立1488番3地先から 松本市渚一丁目44番1地先まで
県道 松本環状高家線	松本市村井町南1丁目686番2地先から 松本市大字和田4020番18地先まで
県道 大町明科線	安曇野市明科七貴(池田町境)から 安曇野市明科中川手2740番3地先まで

県道 丸子東部インター線	東御市常田560番1地先から 東御市祢津1866番11地先まで
県道 飯山妙高高原線	中野市大字穴田2285番1地先から 中野市大字永江2078番1地先まで
県道 飯山斑尾新井線	飯山市大字飯山1131番16地先から 飯山市大字飯山1182番1地先まで
県道 東部望月線	東御市加沢485番1地先から 東御市加沢285番1地先まで

2 指定する期日 令和元年7月31日

3 通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(高速自動車国道を除く。)を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両(道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する車両をいう。)又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

道路管理課

長野県告示第135号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するとともに、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めます。

令和元年7月31日

長野県知事 阿部守一

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道117号	中野市大字永江2079番1地先から 飯山市大字飯山1131番16地先まで
県道 松本空港塩尻北インター線	松本市大字空港東9010番1地先から 松本市大字空港東8942番1地先まで

県道 大町明科線	大町市大町糸芝2886番の1地先から 北安曇郡池田町大字池田4226番1地先まで
県道 丸子東部インター線	東御市常田560番1地先から 東御市祢津1866番11地先まで
県道 飯山妙高高原線	中野市大字穴田2285番1地先から 中野市大字永江2078番1地先まで
県道 飯山斑尾新井線	飯山市大字飯山1131番16地先から 飯山市大字飯山1182番1地先まで
県道 東部望月線	東御市加沢485番1地先から 東御市加沢285番1地先まで
県道 新田松本線	松本市大字和田5511番7地先から 松本市大字和田6532番6地先まで
県道 有明大町線	大町市大町3825番1地先から 大町市大町3693番1地先まで

2 指定する期日 令和元年7月31日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

道路管理課